

大阪市子ども・若者の実態調査業務委託に係る公募型プロポーザル方式による選定結果
について

1 案件名称

大阪市子ども・若者の実態調査業務委託
契約期間 契約締結日から令和9年1月29日まで

2 選定した委託予定事業者

株式会社 サーベイリサーチセンター大阪事務所

3 公募期間

令和8年7月3日から令和8年8月17日

4 学識経験者等の意見を聴取する選定委員による審査の結果

(1) 選定委員名簿（敬称略・五十音順）

委員氏名	役職等
東 大介	認定NPO法人国際ビフレンダーズ 自殺防止センター 副理事長
小西 絢子	大阪公立大学大学院 医学研究科公衆衛生学准教授
夏目 麻央	山口崇法律事務所

(2) 選定会議の開催日

- ① 令和8年6月24日（選定基準等の決定）
- ② 令和8年8月21日（企画提案内容の審査）

(3) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
(1) 業務目的 及び委託内容 の理解度	本事業の目的、事業内容を十分に理解し、その実現に資する方針 や創意工夫等が盛り込まれているか。	5 点
(2) 企画提案 内容	調査が効果的に実施できるよう、調査票の設計や回収率の向上の ための方策、集計・分析方法について具体的に提案されているか。	30 点
(3) 実施体制	問い合わせへの適切な対応など、事業運営を滞りなく進めるため に必要な経験等を有する人員体制や業務管理体制、責任体制が提 案されているか。	30 点

(4)実績	過去 10 年間に、行政機関が実施する市民意識調査やアンケート調査などの調査・分析業務等を請け負った実績の概要について記載されており、その実績は十分に信頼をおけるものとなっているか。なお、類似業務（行政が実施する市民意識調査や各種アンケート等）のうち、センシティブな情報を取り扱う実績があれば、その旨明記すること。	15 点
(5)情報管理	個人情報等にかかるセキュリティ対策や保護・管理・保管体制が十分にとられているか、またその方法が適切であるか。 ※センシティブな情報を取扱うため適切な保管等の提案となっているか。 団体として法令を遵守した運営がなされているか。	15 点
(6)経費積算の妥当性	事業内容、職員体制等を勘案して収支計画書は妥当性を有しているか、仕様に対して合理的な内容であるか。	5 点
合 計（委員 1 名あたり）		100 点

（４）審査を行った事業者（五十音順）

- ・株式会社 エム・アールビジネス
 - ・株式会社 サーベイリサーチセンター大阪事務所
- （全２者）

（５）審査の結果（選定委員の評価点の合計点）

審査項目	審査内容	合計点 (配点×３人)	A社	B社
(1)業務目的及び内容の理解度	・本事業の目的、事業内容を十分に理解し、その実現に資する方針や創意工夫等が盛り込まれているか。（５点/１名）	15 点	7 点	11 点
(2)企画提案内容	調査が効果的に実施できるよう、調査票の設計や回収率の向上のための方策、集計・分析方法について具体的に提案されているか。（30 点/1 名）	90 点	44 点	53 点
(3)実施体制	問い合わせへの適切な対応など、事業運営を滞りなく進めるために必要な経験等を有する人員体制や業務管理体制、責任体制が提案されているか。（30 点/1 名）	90 点	47 点	49 点

(4)実績	過去 10 年間に、行政機関が実施する市民意識調査やアンケート調査などの調査・分析業務等を請け負った実績の概要について記載されており、その実績は十分に信頼をおけるものとなっているか。なお、類似業務（行政が実施する市民意識調査や各種アンケート等）のうち、センシティブな情報を取り扱う実績があれば、その旨明記すること。（15 点/1 名）	45 点	40 点	43 点
(5)情報管理	個人情報等にかかるセキュリティ対策や保護・管理・保管体制が十分にとられているか、またその方法が適切であるか ※センシティブな情報を取扱うため適切な保管等の提案となっているか 団体として法令を遵守した運営がなされているか。（15 点/1 名）	45 点	24 点	31 点
(6)経費積算の妥当性	業内容、職員体制等を勘案して収支計画書は妥当性を有しているか、仕様に対して合理的な内容であるか。（5 点/1 名）	15 点	4 点	9 点
合 計		300 点	166 点	196 点

※応募事業者からの企画提案書及びプレゼンテーションにより審査を実施し、審査基準に基づき選定会議にて提案内容等の審査を行った結果、合計評価点の高いB社を最優秀事業者とする。